

平成30年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成30年2月26日

筑西広域市町村圏事務組合

平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月26日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者 | 2 |
| 職務のため出席した者 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 開 議 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 管理者提出議案の報告 | 3 |
| 議会運営委員長の報告 | 4 |
| 会期の決定 | 5 |
| 管理者の招集挨拶 | 5 |
| 一般質問 | 7 |
| 1. 尾木恵子君 | 7 |
| 報告第1号 処分事件報告について | 12 |
| 議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、採決 | 13 |
| 議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決 | 17 |
| 閉会中の継続審査の申し出について | 24 |
| 閉 会 | 24 |

平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成30年2月26日(月)午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 処分事件報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について
- 議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について
(4案一括上程)
- 日程第 5 議案第 5 号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第 6 号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
(2案一括上程)
- 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 大山和則君 | 2番 | 萩原剛志君 |
| 3番 | 森正雄君 | 4番 | 小島信一君 |
| 5番 | 石島勝男君 | 6番 | 尾木恵子君 |
| 7番 | 大里克友君 | 8番 | 湯本文夫君 |
| 9番 | 仁平実君 | 10番 | 風野和視君 |
| 12番 | 金澤良司君 | 13番 | 箱守茂樹君 |
| 14番 | 藤川寧子君 | 15番 | 堀江健一君 |
| 16番 | 榎戸甲子夫君 | 17番 | 鈴木聡君 |
| 18番 | 大橋康則君 | 19番 | 早瀬悦弘君 |
| 20番 | 孝井恒一君 | | |

欠席議員（1名）

| | |
|-----|-------|
| 11番 | 小高友徳君 |
|-----|-------|

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

| | | | |
|------------------------|-------|------------------------|-------|
| 管理者 | 須藤茂君 | 副管理者 | 前場文夫君 |
| 副管理者 | 大塚秀喜君 | 常任幹事 | 大武英二君 |
| 常任幹事 | 深見正徳君 | 常任幹事 | 小川豊君 |
| 会計管理者 | 新井善光君 | 事務局長 | 横田有司君 |
| 事務局参事兼 企画財政課長 | 福田洋君 | 事務局 総務課長 | 須藤正明君 |
| 筑西遊湯館 館長兼 きぬ聖苑場長 | 杉山雄一君 | 県西総合公園 管理事務所長 | 中山道康君 |
| 環境センター 所長 | 築田貴司君 | 消防本部長 消防長 | 水越輝夫君 |
| 消防本部長 消防次長 | 高嶋幹夫君 | 筑西市 市長公室次長 兼秘書課長 | 高島健二君 |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------------------------|--------|--|-------|
| 事務局総務課 課長補佐 総務グループ 係 | 豊口勝昭君 | 事務局 企画財政課 課長兼 補佐 財政グループ 係 | 広瀬浩孝君 |
| 事務局総務課 総務グループ 主任 | 青木真紀子君 | | |

◎開会の宣告

○議長（金澤良司君） おはようございます。これより平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（金澤良司君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金澤良司君） 初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、3番、森 正雄君、17番、鈴木 聡君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（金澤良司君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（金澤良司君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

[管理者配付文書]

筑広組発第183号

平成30年2月26日

組合議会議長 金澤良司 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

平成30年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第1号 処分事件報告について(平成29年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第

2号))

議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第5号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

議案第6号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

◎議会運営委員長の報告

○議長（金澤良司君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月21日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、堀江健一君。

〔議会運営委員長 堀江健一君登壇〕

○議会運営委員長（堀江健一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告についてであります。

日程第4は、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまでの4案を一括上程するものであります。

日程第5は、議案第5号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第6号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程するものであります。

日程第6は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（金澤良司君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（金澤良司君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（金澤良司君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 改めまして、おはようございます。平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ今定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、組合の事務事業について若干ご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございます。平成30年1月末現在の利用者総数は18万6,525人で、前年度同期と比較すると1.3%の増となっております。これは、施設の利用促進を目的に実施している各種カルチャー教室や水泳記録会等のイベントが定着し、好評を得ていることによるものと考えております。また、昨年11月には、開業15年目にして入館者数300万人を達成いたしました。これも議員並びに関係各位のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。今後も運動プログラムの充実や各種イベント等を実施しつつ、施設の利便性及び魅力の向上に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、平成30年1月末現在の来園者数は27万6,560人で、前年度同期と比較すると1.1%の増となっております。今年度の事業につきましては、植栽管理を中心に順調に推移しており、今後も利用者が快適にご利用いただけますよう環境整備を推進してまいります。

次に、環境センターでございます。初めに、災害時におけるし尿及び汚泥処理に関する相互支援協定についてご報告いたします。これまで継続して調整してまいりました相互支援協定でございますが、先日2月8日に常総衛生組合、龍ヶ崎地方衛生組合、下妻地方広域事務組合及び筑北環境衛生組合に当組合を含むそれぞれの管理者、副管理者立ち合いのもと、協定の締結に係る調印式がとり行われました。このことにより、災害時等における圏域住民の生活環境の保全と公衆衛生が確保されたものと考えます。

続いて、ごみの搬入量でございます。平成30年1月末現在5万604トンで、前年同期と比較すると0.97%の微増となりましたが、近年は人口減少を背景に、ごみの排出抑制、再利用及び再資源化が進んだ

ことから、緩やかな減少傾向を示しております。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては3万752トンで、前年同期と比較して0.84%の減となっております。ごみ同様人口減少と併せ、浄化槽及び下水道の普及が進んだことによるものと推察されます。

施設の老朽化対策としましては、総合的かつ計画的な予算執行を図り、施設の延命化に向け取り組んでおります。まず、し尿処理施設につきましては、平成30年度に施設の延命化を図るための計画を策定し、平成32年度の竣工を目途とした基幹的設備改修工事を目指しております。また、ごみ処理施設につきましても、竣工後間もなく15年が経過するため、順次施設の長寿命化及び高効率化を進めてまいりたいと存じます。

なお、灰溶融炉の稼働停止に係る費用対効果につきましては、長期的に見た場合、財政上有利であるとの試算結果が出ましたが、スラグ化せず焼却灰を処分することは、国の基本政策である循環型社会形成推進に逆行することになり、また現時点では、有効活用の需要があることから、灰溶融は継続するべきとの判断に至りました。今後も適正な運転管理のもと、最大限の費用対効果を得られるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、きぬ聖苑の火葬件数でございます。平成30年1月末現在2,147件で、前年度同時期より3.8%増加しております。火葬件数は緩やかではありますが、増加を続けております。また、施設等の延命化を目的とした建物老朽化調査及び施設改修工事設計を今年度策定いたしました。この結果に基づき平成30年度より、屋根・外壁等の改修工事及び炉内の耐火物全体を積みかえを行う予定でおります。

次に、消防関係でございますが、平成30年1月末現在、広域管内における火災件数は、前年より29件増加し92件、うち建物火災は40件で、前年より5件増加しており、火災による死者も2名発生しております。救急出場件数についても7,195件で、前年より330件増加していることから、救急隊員の技術向上や資機材の充実強化を図ってまいります。

また、本年度4月に組織した管理統制課では、ひとり暮らしの高齢者の安心安全を守るための緊急通報システムを今年1月に更新し、構成市福祉部局とのネットワーク強化を図りました。今後も聴覚や言語障害者を対象としたスマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用したシステムの普及促進を図り、災害時要援護者への対応強化に取り組んでまいります。

加えて、無人航空機ドローンや本年度更新した先端屈折式はしご車の運用開始と併せ、既存の高度救助車両と訓練度の高い救助隊員を擁した高度救助隊を、昨年12月に発足いたしました。筑西広域管内での活躍のみならず、国内で発生が危惧される巨大地震など広域災害でも多いに力を発揮してくれるものと期待しております。

消防関係最後でございますけれども、庁舎の整備についてですが、先般筑西市のご協力により、川島出張所の移転新築に係る用地を筑西市布川地内に3筆、計2,509平方メートルを取得し、組合名義への登記が完了いたしました。建設に係る実施設計についても既に着手しており、平成31年度の供用開始に向け、鋭意事業を推進してまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。

処分事件報告が1件、条例議案が4件、平成30年度予算議案が2件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（金澤良司君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め60分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回までといたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

6番、尾木恵子君。

〔6番 尾木恵子君登壇〕

○6番（尾木恵子君） おはようございます。6番、尾木恵子です。本日は、消防事業についてお伺いしたいと思います。

消防事業につきましては、日ごろより広域住民の安全安心のためにご尽力をいただき、誠にありがとうございます。今の時期は本当に寒い時期でもあり、暖房器具を使ったりして、また乾燥もしているというところで、火災の発生も多いかと思えます。そんな中、最近特に火災の誤報が多く感じられているところであります。なぜそのように誤報が多いのか。

そこで、何点か質問をさせていただきます。まず初めに、基本的な確認でございますが、住民が119番通報をいたしますと、どのような流れで消防車が出動するのでしょうか、まずお伺いをさせていただきます。

あとは質問席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君の質問に答弁願います。

水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） 尾木議員のご質問にお答えします。

これまで、それぞれの地域、県内各消防本部で火事や救急は受け付けをしておりました。平成28年6月1日から、水戸市内原町で開設されましたいばらき消防指令センターにおいて、今は一括受信をしております。119番通報がいばらき消防指令センターに入電しますと、災害の内容、場所等を確認し

まして、消防署に出場指令が流れます。これを受けて消防車両や救急自動車は、これまでと同様に各市の消防署から出動いたします。

また、いばらき消防指令センターにおいては、119番通報のほかには、火災通報装置や警備会社、その他の緊急通報などを受け付けております。各市の消防団への連絡につきましては、いばらき消防指令センターから火災指令と連動して登録された消防団員へメール配信をしております。

当消防本部では、火災指令を受けまして、筑西市と桜川市からは依頼を受けまして、市民向け災害メール発信しております。また、電話による災害状況自動案内のテレホンサービスも、これは3市に実施しております。各地にあります防災行政無線の放送につきましては、筑西市は消防本部、結城市は結城消防署、桜川市は桜川消防署で実施をしています。こうしたメール配信や防災無線の放送などによりまして、消防団員は各自自分の出動区域に出動しているというところでございます。

今後も関係部局と連携を深めまして、充実させていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） 全ての119番が今は内原の茨城県の消防指令センターのほうで受けているということでありましてけれども、今回質問の趣旨というのは、要するにどうして誤報が多いのかという部分で、今まで28年6月の移行前は、地元の消防本部のほうで受けたと思うのですが、そのころそんなに誤報というのを感じていなかったかなというふうに思うのです。そういった部分で地元の部分を通り越えて、そちらの指令センターのほうで受けるという部分のメリッ的なものというのはどういふことで、国のほうがそういう流れで、今は広域ごとにそういう広域をまとめて、指令センター一本にという流れの中だとは思いますが、火災とかそういう部分は、本当に地元のほうがすぐに消防団にも伝わりやすいのかなという部分を、非常に強く私たち素人としては考えてしまうのですが、そういう部分でいばらき消防指令センターが一括して受けるようになったという部分の経緯というか、メリット等をお話しできればお願いします。

○議長（金澤良司君） 水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） ただいまご質問にありましたいばらき消防指令センターに至った経緯でございますけれども、これまで消防無線、救急無線等がアナログ無線でございましたので、消防無線もデジタル化に伴いまして、デジタル化にするには非常に桁違いの予算がかかりまして、そこを広域化を図りまして、関係24消防本部県内にはございますけれども、20消防本部が出し合って、こうしたデジタル化に対応するという事になった経緯でございます。その結果、まさに情報量の膨大なところをデジタル化によって集約ができて、一斉に流れてくるというようなことで、今までは手作業であったものが、デジタル化によって、一斉に県内の管轄するところにすばやく配信されるというのが、これは実感しているところでございます。かなり速さが違うということで実感しております。

以上でございます。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） では、実際に消防車両が出動したという流れの中で、筑西市、結城市、桜川市でどのような出動数というのですか、それをまず具体的にお伺いします。

○議長（金澤良司君） 水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） 消防車両の出動数につきまして、火災の規模によって異なってきます。例えば一般建物火災、住宅火災などは、普通火災としまして5車両出ていきます。指揮隊、タンク隊、それからポンプ隊、消防隊、そして関係する隊が出るわけですけれども、おおよそ5隊が出ていきます。さらに、規模が大きくなりまして、工場や病院、大規模店舗などの火災が発生しますと6車両、増隊しています。さらに、3階以上の建物火災になりますと、はしご車を含めて7車両を出しています。この出動数につきましては、ここは広域でございますので、3市とも共通でございます。

また、消防団につきましては、消防団3市の事務となっておりますので、各種の災害に応じてそれぞれの市が出動計画を定めております。それによって災害対応しているところでございます。

以上です。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） 普通の例えば火災、一般的に消防車が出動という部分がありますよね。その部分の出動数という部分、車両が何台というよりも、出動する回数的なものというのが3市ごとに分かればお願いしたいと思います。

○議長（金澤良司君） 水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） 3市ごとで取りまとめていませんので、火災指令が、昨年29年度、30年1月31日までの調べでは、火災指令が130件ありました。それに関しておおよそ五、六台が常に出動しているという、火災についてはそういう状況になるかと思えます。雑駁で申しわけありません。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） そういう形で出動しているということなのですが、その出動数に対しまして誤報という部分はどのぐらいあったのでしょうか。

○議長（金澤良司君） 水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） 誤報の割合について、3市ごとにご説明を申し上げたいと思います。

平成29年度、先ほどご説明したように、30年1月31日までの調べでは、火災指令が130件ございました。そのうち誤報であったのが52件ございました。3市の割合につきましては、筑西市が31件、結城市が10件、桜川市が11件となっております。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） 本当は誤報というのは、あつてはいけない部分かなというふうに思うのです

けれども、こういうふうに結構誤報というのが最近多いかなという実感をしておられるところなのですが、その誤報の要因というのは、それではどのように考えているのでしょうか。

○議長（金澤良司君） 水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） 誤報の要因についてご説明申し上げたいと思います。

最近では、市民メールの配信によりまして、皆様方には火災ではなかったことに対して、事案終了時に（誤報）と表記されていることから、誤報とは何かと目にとめる方も多いのではないかと思います。誤報の要因で最も多いのが、自動火災報知機という設備、これに関する誤報でございます。要因の1つ目には、感知器による誤発報でございます。これは、大きな工場だとか設備の関係上、建物に設置されているわけでございますけれども、工場などの熱気、蒸気、これによって反応して発報。それから、ほこりや虫、水滴などが感知器部分に入ることによって発報してしまうと。さらには、外気圧や急激な温度変化、これによって誤作動してしまう例もございます。

2つ目に、これは問題なのですけれども、故意または誤って発信機ボタンを押してしまうということがございます。自動火災報知機を発報させてしまうという事例が最近ありました。これは高齢者福祉施設におきまして、その入居者が押してしまうということが多く発生してしまいました。自動火災報知機が関係する誤報というものは26件ございまして、誤報52件のうちの半分を占めております。

次に多いのが、たき火を火災と見間違えるという通報でございます。たき火の煙火は、遠くから見ますと大きく広がって見えることがありまして、そのことなどを誤って通報するという事案が13件ございました。また、交通事故の現場ではラジエーターの蒸気、エアバッグの煙、これらを目撃し、見間違い、通報された事案も9件ございました。そのほか、ひとり暮らし老人宅に設置してあります緊急通報システムがございまして、これは、殺虫スプレーなどを誤って発報してしまうという事案もございました。

以上でございます。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） 様々な誤報の要因があったということでありまして、最近になって多いという部分での誤報の要因に、それが結びついているというのはどうなのかなと思うのです。要するに自動火災報知機、工場等の部分というのは、特に今回になってからそういう誤報というのがあったというような要因としては思えないので、結局は高齢者の方の押し間違いというのが半数を占めるということなので、その辺が一番最近の誤報の大きな要因になっているのかなという部分を今感じたのですけれども、本当に誤報という部分では、その都度結局はその地域の消防団の方たちが出動するわけです。今、消防団員になる人たちも少ないという中で、また消防団員になったからには、本当に皆さん使命感に燃えて、真夜中でも明け方でも、指令があればすぐにでも飛んでいくという、そういう思いの中で、行くたびに誤報でしたという部分を言われてしまうと、やっぱり消防団の士気というか、その辺がすごくモチベーションが下がってしまうというのが、非常に危惧されるのかなとい

うふうに思うのです。

誤報、押し間違いという部分もあるのですけれども、それを全面的に全てなくすというのは厳しい部分もあるのかもしれませんが、こちらで考えているような誤報をしないような対策という部分では、どのようなことをしているのか、また考えているのかお伺いします。

○議長（金澤良司君） 水越消防長。

○消防本部消防長（水越輝夫君） 誤報に対する対策についてご説明申し上げたいと思います。

まず、先ほどから出ています自動火災報知設備の誤報対策につきましては、自動火災報知機を設置する、これは法的に該当しますので、その事業所に対して、まずは法令に基きまして6カ月に1回の機器点検を適切に実施していただくということを周知します。今もしております。また、さらには高齢者福祉施設においての押し間違い、これらにつきましては、施設職員の方にも赴きまして、そのたびに指導、教育などをお願いしているところでございます。今後もこうした事案につきましては、関係部局や福祉施設など連携を密にしまして、誤発報の抑制に努めてまいりたいと思っております。

また、たき火の見間違いにつきましては、火災予防条例で、その行為を行うときには、届け出をしなければという規定になっております。届け出が出た際に、担当の方には、見間違えることが多いので、夜のたき火等には十分注意していただけるようにとか、必ず見張りを立てて、近所の方々が見間違いのないように見守りをお願いしたいということも指導しております。

先ほどから消防団のご心配もございませけれども、消防というものは、早期の発見、そして通報、迅速な消防活動のスタートになるものが、この重要な情報提供となる最初の119番通報でございませ。たとえそれが見間違いであろうとも、虚偽の通報であろうとも、我々が現場に到着しまして市民の皆さんに安全であることを確かに伝える、これが我々のまず一步の使命と考えております。どうしても火災通報となりますと、数台の車両が出動しまして大ごとになってしまうということもあるかもしれませんが、何もなかったという安心感を得られることで、皆様方にはご理解をいただきたいと考えております。数日前にも消防団関係の皆様とはお会いしまして、やはりそれはやらなくてはならないよなということで、お互い理解をし合ったところでございませるので、改めて今後も調整をしていきたいと思っております。よろしくお祈いします。

○議長（金澤良司君） 尾木恵子君。

○6番（尾木恵子君） 本当に皆様の仕事というのは大変だなという部分は、よく理解をしております。ただ、本当に誤報という部分を少しでも減らせればいいかなという部分もありますので、今おっしゃっていただいたそういう様々な誤報に対する施策というか、指導だとかそういう部分も、今後またしっかりと取り組みをしていただいて、少しでも誤報が減っていけるように、私たちもしっかりと皆様の働きというのはよく理解をさせていただいておりますので、何とかまた指導のほうに力を入れて、誤報が少しでも減るようにご努力をよろしくお祈いしたいと思っております。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（金澤良司君） 以上で一般質問を終わります。

◎報告第1号 処分事件報告について

○議長（金澤良司君） 次に、日程第3、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。
直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

処分事件報告についてでございます。

平成29年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）。

平成29年12月28日処分でございます。

裏面が専決処分の写となっております。

今回の補正予算につきましては、昨年10月の定期点検において、環境センターの蒸気タービン発電機、これに絶縁不良が発見されまして、灰溶融炉の運転に必要な電力供給ができなくなりました。発電機の修繕部品は、作成に9カ月ほどかかりまして、灰溶融炉の再稼働は本年11月ごろの予定となっております。そのため、スラグ化できない焼却灰1,600トンの処分費用について専決処分させていただいたものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,798万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,969万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入となります。財源は前年度繰越金1,798万9,000円を充当したものでございます。

続いて、12、13ページをお願いいたします。歳出でございます。款4項2目3 ごみ処理施設費1,798万9,000円の増額をお願いするものでございます。焼却灰1,600トンの処分費用につきましては、トン当たり3万2,940円でございます。合計で5,270万4,000円となるものでございますが、さらに焼却灰の受け入れ受託団体となります山形県米沢市の協力金といたしまして、トン当たり1,300円で208万円、これらの合計が5,478万4,000円、これが本来必要となる財源でございます。このため、説明欄にございますように、11需用費では、1 消耗品費、2 燃料費及び4 の印刷製本費を合わせた計1,420万円を減額し、また13委託料では節内での調整後3,010万9,000円を増額、またまた19負担金補助及び交付金の3の環境保全協力金208万円を増額させていただいたもので、予算内でのやりくりの上、1,798万9,000

円の増額補正となったものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金澤良司君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（金澤良司君） 次に、日程第3、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第1号及び議案第2号について、横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君） それでは、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、消防本部をはじめ、各消防署に常時50人以上の職員が配置されていることから、労働安全衛生法第13条の規定により、産業医の選任が必要とされております。また、法改正によりまして、平成27年12月から、同様の職場において、年1回のストレスチェックの実施が義務づけられたことによりまして、医師のチェック、指導が必要となったことから、産業医1名を設置するため、報酬等の改正をお願いするものでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。上から4行目、筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条において、報酬支給対象者に産業医を追加するものでございます。

また、別表第3では、産業医の報酬額、月額8万円を加えるものでございますが、この報酬額につきましては、茨城県医師会産業医報酬基準に規定されている額でございます。

別表第4は、費用弁償、いわゆる旅費でございますが、他の委員と同額となっております。
最後に、附則でございますが、本条例の施行期日について規定しております。

以上でございます。

続きまして、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成29年の人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律等の一部改正に伴い、当組合においても一般職の給与について改正するため、条例改正をお願いするものでございます。

初めに、改正の概要についてでございますが、1点目といたしまして、民間給与との格差を是正するため、給料表を改正し、給料月額を平均0.2%、額にして631円を引き上げるものでございます。これに伴い初任給も、高卒、短大卒、大学卒、それぞれ1,000円引き上げられることとなります。

2点目でございますが、賞与の支給率を一般職については100分の10、0.1月分を引き上げ、年間4.4月分に、再任用職員につきましては100分の5、0.05月分を引き上げ、年間2.3月分とするものでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと存じます。条文に従いまして説明させていただきます。

第1条は、組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。まず、第20条第2項関係の改正でございますが、これは再任用職員を含む一般職の12月に支給された勤勉手当の支給率を改めるものでございます。この改正によりまして、一般職員及び特定幹部職員の支給率が0.1月引き上げられまして、一般職が0.95月、特定幹部職員が1.15月となり、また再任用職員については0.05月引き上げられ、0.45月となるものでございます。

次に、3ページからは、給料表の改正でございます。別表第1は、行政職給料表で、これが6ページまで。また、7ページから11ページまでが別表第2で、消防職給料表の改正となり、それぞれ若年層で1,000円、高齢層では400円を基本とした引き上げとなっております。

次に、12ページをお開きいただきたいと存じます。第2条でございますが、一般職及び再任用職員に係る来年度以降の勤勉手当の支給率を、一般職については100分の10、0.1月分引き上げ、再任用職員については100分の5、0.05月分を引き上げるものでございます。この改正によりまして、平成30年度からの勤勉手当につきましては、一般職の6月の支給率を0.85月から0.9月に、12月が0.95月から0.9月に、特定幹部職員においては、6月の支給率を1.05から1.1月分に、12月が1.15月から1.1月分になります。また、再任用職員においては、6月の支給率を0.4月から0.425月に、12月の支給率を0.45月から0.425月に改めるものでございます。なお、平成29年度と30年度の年間支給率は同率でございます。

次に、第2条の最後に、附則第7項から第10項までを削るとありますが、これにつきましては55歳を超える管理職職員の給与月額の1.5%減額措置を廃止するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項に本条例の施行期日について規定しております。

第2項には、改正後の給与条例の適用日が規定されております。

第3項は、改正前に支給された給料は、改正後の内払いとする旨を規定しております。

第4項は、平成30年4月1日において、37歳に満たない職員の給料月額について、同日に受けることとなる号給の1号給上位に調整するための規定でございます。

第5項から第7項につきましては、第4項の規定を育児短時間勤務職員に準用するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の給与改正の対象職員数は、管理者の事務部局と消防職員を合わせ334名ほど、給料、手当を合わせた差額支給は1,139万5,000円となりますが、財源につきましては給与関係経費の中で調整できる範囲となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（金澤良司君） 続いて、議案第3号及び議案第4号について、水越消防長。

〔消防本部消防長 水越輝夫君登壇〕

○消防本部消防長（水越輝夫君） 議案第3号の筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

消防法で規定いたしております危険物施設の設置許可等を行うときには、手数料を徴収しております。この手数料の額は、全国統一を図る必要から、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づいて定められております。今回、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が平成30年4月1日から施行されることから、当組合の手数料条例も同様に引き上げるものでございます。

対象となるものは、石油コンビナートなどの大きな屋外タンク貯蔵所でございます。特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所と呼ばれるものでございます。これらを設置する場合の設置許可申請時の審査手数料及び工事中において実施する完成検査前手数料及び保安検査手数料でございます。現在、当管内にはこれらの大規模な屋外タンク貯蔵所につきましては、設置はされておられません。また、今後においてもこのような大きな貯蔵所につきましては、この地域には設置される見込みはないものと思われま。施行日及び手数料の額の統一を図る必要から、改正をするものでございます。

附則として、条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

参考としまして、新旧対照表をお示ししましたので、ご参照いただければと思います。

続きまして、議案第4号の筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成24年5月に広島県福山市で起きましたホテル火災、さらに平成25年2月に長崎市で起きましたグループホーム火災、これらの重大な法令違反を抱えた防火対象物におきまして、多数の死傷者が発生する大規模な火災が発生しました。このようなことから、総務省消防庁におきまし

ては、平成25年12月に違反對象物に関わる公表制度の実施について通知がなされました。既に全国の政令都市におきましては、平成26年4月から公表制度が実施されております。市町村または消防局のホームページに掲載されているところでございます。このようなことから、これに準じて当管内におきましても、当筑西広域市町村圏事務組合の火災予防条例について同様の改正を行いまして、周知期間約1年間を設けた平成31年4月1日の実施に向けて改正するものでございます。

内容につきましては、重大な法令違反のある防火対象物につきまして、建物の危険性に関する情報を公表することによりまして、利用者側が自らその危険性を判断することができるようになり、情報公開制度の一環としてホームページに掲載するものでございます。公表することで利用者側が情報を得られまして、被害の軽減を図る効果と、防火対象物側施設関係者側、それらにも重大な違反がある場合に、是正の促進につながると効果を期待しているところでございます。

公表の対象となる対象物につきましては、百貨店やホテル、病院、社会福祉施設、不特定多数の方が利用する消防法令上特定防火対象物とされる建物でございます。法令上、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、これらの設置違反が認められた場合に、違反の内容を筑西広域市町村圏事務組合の公式ホームページに掲載するものでございます。

附則として、条例の施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

同じく参考としまして、新旧対照表をお示ししましたもので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。ご審議のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（金澤良司君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合手数料条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（金澤良司君） 次に、日程第5、議案第5号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算及び議案第6号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算の2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君） それでは、議案第5号並びに第6号についてご説明申し上げます。

平成30年度の筑西広域市町村圏事務組合予算書をお願いいたします。予算書の表紙を含めまして、4枚ほどめくっていただければと存じます。1ページをお願いいたします。

議案第5号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億8,275万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年度の組合予算につきましては、構成3市の厳しい状況を踏まえまして、3市との情報交換、連携を図りながら、分賦金抑制を主眼に取り組んできたところでございます。

大変恐縮でございますが、2枚戻していただきまして、平成30年度予算総括表をお願いいたします。一般会計の本年度の予算額でございますが、59億8,275万4,000円で、前年度より2億1,564万1,000円、3.5%の減となっております。

筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算額は662万7,000円となっておりますが、後ほど説明させていただきます。

両会計合わせまして59億8,938万1,000円で、前年度より2億2,670万1,000円、3.6%の減でございます。

下段の表は分賦金の負担割合でございます。

平成30年度に分賦金でございますが、次のページをお願いいたします。平成30年度分賦金一覧表がございます。区分欄の1の議会総務費、(1)議会費から、下のほうになりますが、4番の消防費まで、合計9項目ございます。これらの積み上げが下の太線枠、組合合計欄となります。結城市でございますが、12億1,418万2,000円で、前年度対比5,733万7,000円、4.5%の減、筑西市は25億2,987万8,000円で、1億3,273万6,000円、同じく5.0%の減、桜川市につきましては10億6,431万2,000円で、6,203万5,000円、5.5%の減となっております。合計が48億837万2,000円で、前年度対比2億5,210万8,000円、5.0%の減額となっておりますが、減額の主たる要因は、環境センターのごみ処理施設建設事業に係る償還金が終了したことによるものでございます。

なお、一般会計予算に占める分賦金の割合は80.4%となっております。

それでは、一般会計予算の概略について説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

第2表、継続費でございます。款4衛生費、項2清掃費、し尿処理施設の基幹的設備改良事業で、総額14億3,199万6,000円、年割額は平成30年度が1,479万6,000円、31年度が602万円、32年度が14億1,118万円でございます。これにつきましては、管理者のご挨拶にもありましたが、平成6年の竣工以来24年目を迎えたし尿処理施設の重要設備において、老朽化が進んでいることから、施設設備の機能保全と延命化を図るためお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債でございますが、消防車両購入事業の限度額7,450万円は、筑西消防署の救急車と真壁分署の消防ポンプ車の更新に係るものでございます。

また、筑西消防署川島分署整備事業では、2億7,390万円をお願いするもので、それぞれ起債の方法、料率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入でございます。款1項1分賦金、目1議会総務費分賦金は、本年度3億2,171万9,000円で、筑西遊湯館の公債費の償還金の一部が終了いたしまして、520万9,000円の減額となっております。右の説明欄で筑西遊湯館費の1億8,804万7,000円のうち1億1,500万4,000円につきましては、建設分の償還金となっております。

目2公園費分賦金は、植栽管理委託料などの減額によりまして、349万5,000円の減となっております。

目3衛生費分賦金18億9,842万8,000円は、環境センターのごみ処理施設建設に係る償還金などの終了によりまして、2億8,094万3,000円と大きな減となっております。

目4消防費分賦金は25億7,047万4,000円で、川島分署建設事業に伴い3,753万9,000円の増となっております。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料の1億3,137万円は、前年度に対して大きな変化はなく、右のページの節の区分のとおり、筑西遊湯館、県西総合公園、環境センターの排水施設並びにきぬ聖苑における使用料収入となっております。

次に、下のほうですが、項2手数料2億9,680万8,000円につきましても大きな変化はございません。右のページにありますように、節1清掃手数料ではし尿処理手数料で、これにつきましては年間3万5,940トンの処分量で1,293万8,000円を計上させていただいております。

11ページをお願いいたします。説明欄の一番上でございますが、2の事業系ごみ処分では1万3,368トンの処分量で2億6,736万円、一般ごみにつきましては1,300トンほどの処分量で、1,308万円の収入を見込んだものでございます。

次に、目2消防手数料につきましては、各種検査及び許可手数料などでございまして、民間企業の設備投資の抑制などを反映して、50万円ほどの減額となっております。

款3の国庫支出金はし尿処理施設の基幹的設備改良事業に対し、国から3分の1の推進交付金が入るものでございます。

下のほうをご覧になっていただきますと、款7諸収入でございます。1億2,558万5,000円は、各施設の雑収入でございますが、環境センターの発電設備の不具合による灰溶融炉運転停止により、スラッグ化の過程で抽出される貴金属やレアメタルの販売ができないことから、1,020万円の減となっております。

13ページから15ページの説明欄に、各施設における雑入項目を記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。16、17ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどの款2の総務費、1の1の一般管理費1億3,559万4,000円は事務局関連の予算であります。右のページの説明欄で二重丸の職員給与関係経費1億2,662万4,000円が93%と、大きなウエートを占めて

おります。

18、19ページをお願いいたします。目3の筑西遊湯館で1億8,017万8,000円は、ほぼ前年並みとなっておりますが、引き続きトレーニングマシンの更新や設備の補修等を実施し、利用促進を図ってまいります。

20ページ、21ページをお願いいたします。下のほうになりますが、款4衛生費、項2清掃費の目2し尿処理施設費は1億8,978万2,000円で、1,815万9,000円、10.6%の伸びとなっております。この伸びにつきましては、23ページの説明欄をお願いしたいと存じます。真ん中より下のほうになりますが、二重丸のし尿処理施設基幹的設備改良事業の計画書作成業務によるものでございます。また、順序が逆になりますけれども、上から2つ目の二重丸、し尿処理関係経費の13番委託料の中の4行目に、し尿処理施設運転管理2,268万円を計上させていただいておりますが、これは近年油分の多いし尿汚泥の適正処理に困難を極めていますことから、施工業者のメンテナンス部門3名を委託するものでございます。

次に、22ページのほうに戻ります。下のほうでございしますが、目3のごみ処理施設費ですが、20億7,154万3,000円は、年間約6万トンに上るごみ処理費用と施設設備の維持管理、補修費等となっております。環境センターに埋め立てられました廃棄物の撤去処分が平成29年度をもって完了し、6,300万円ほどの減額効果となっております。しかしながら、一般会計の35%近くを占め、施設の維持管理については莫大な費用が必要となっているところでございます。平成11年度から14年度にかけて整備いたしました、ごみ処理施設の償還期間は15年で、先ほども償還終了の報告をさせていただきました。15年で償還終了ということにつきましては、ごみ処理施設の耐用年数は基本的に15年であるということの意味しております。建て替えの時期を迎えたと言えるわけでございます。しかしながら、財政状況を考えれば、建て替えなどは不可能でございます。施設の延命化、長寿命化をいかに図っていくかが重要な課題となっていると認識しております。施設の傷みは年々激しく、消耗度も大きくなってまいります。施設延命化のための維持管理費、維持補修費に対する費用負担につきましては、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、24ページをお願いいたします。下のほうで項2火葬場費、目1きぬ聖苑は1億5,723万2,000円で、同じく施設延命化のための火葬炉大規模改修と雨漏り屋根かけかえ工事を3年かけて実施するため、3,822万4,000円、32%ほどの伸びとなっております。

次に、26ページをお願いいたします。中段の款5消防費27億8,714万5,000円は、一般会計の46.6%を占めるものでございますが、老朽庁舎の改修工事や真壁分署のポンプ車、筑西消防署の救急車を更新してまいります。右の説明欄で二重丸の職員給与関係経費21億2,639万2,000円は、消防費の76%を占めております。

28ページをお願いいたします。中段より下になりますけれども、目3消防庁舎建設費3億6,520万円は、30年度から建設工事に入りますので、1億7,720万円と大幅な伸びとなっております。

以上で議案第5号の一般会計予算の説明概略を終わらせていただきますが、今般の予算から主要事務事業の概要を併せて提出いたしましたので、これらにつきまして、ただいま申し上げました各事業が載せてございますので、ご参照いただければ幸甚と存じます。

続きまして、予算書41ページをお願いいたします。議案第6号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算でございます。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

本特別会計は、基金を中心とした運用益を活用いたしまして、ソフト事業を展開しているものでございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入となりますが、款1財産収入、項1の目1で利子及び配当金291万1,000円をはじめ、2の繰入金及び3の繰越金など、ふるさと市町村圏基金からの派生収入が財源となっております。

50ページ、51ページをお願いいたします。3の歳出で款1総務費562万7,000円は、事業縮小により1,106万円の減となっております。右のページの説明欄で2つ目の二重丸で広域イベント事業200万円は、第20回「やっぺえ」の開催を、またその下の広域文化事業では、13番委託料において広報紙発行等を引き続き実施してまいります。

以上、議案第6号、筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算を終わります。雑駁で申しわけございませんが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（金澤良司君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 休憩もとらずに一生懸命進めているようなので、簡略的にお尋ねしたいと思います。

きぬ聖苑だけれども、前年度の29年度の予算で監査委員も指摘しているのだが、きぬ聖苑の斎場の利用が減っているというのだよね。何で減っている。新年度に向かって改善すべき点が私はあると思うのです。その点どうなのか。

それから、さっきスラグの話が出ました。ごみ焼却の灰をスラグで利用していくということでやってきている部分もあって、しかし温暖化の原因にもなっているという話で、いろいろこれまで議論が

あったわけです。今度は国の方針だから、新年度はそういうスラグをやって、できるだけ灰の処分を少なくしていくのだと。だから、そういう国の方針があって、灰の処分を山形県の米沢ですか、毎年米沢市に管理者はじめ、係、担当部がお願いしているわけだよね。表敬訪問ではないが、毎年行っているのか、それとも今まで1回行けばそれで済むのか、いろいろあると思うのですが、その点。スラグ化ということにかじを切ったということについてはどうなのか、その点お願いします。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君の質疑に答弁願います。

杉山筑西遊湯館館長兼きぬ聖苑場長。

○筑西遊湯館館長兼きぬ聖苑場長（杉山雄一君） それでは、鈴木議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

先ほどご指摘のとおり、きぬ聖苑での斎場利用件数、年間今現在ですと約300件、開設当時でございますと600件ほどございました。これは、平成5年当時の開館時につきましては、広域圏の住宅事情の変化等により、自宅で葬儀を行うことが難しい世帯が多くなったことから、新たに建設されたきぬ聖苑に式場が併設されました。しかしながら、現在利用の変遷を見ますと、当初十数年間は毎年20%ほど増加しておりましたが、民間式場の整備が進んできたことにより、先ほど申し上げましたとおり平成18年度以降は300件程度にとどまっております。

ちなみに、現在の式場数を申し上げますと、現在きぬ聖苑の予約システムに登録している業者は38社ほどございまして、そちらの業者のほうで、うち圏内では24社ございます。その24社の業者のほうで式場を持たれている業者、大小合わせて全部で33施設ほど今現在ございます。これを人口当たり直しますと、結城市ですと約8,700人に1施設、筑西市ですと6,400人に1施設、桜川市につきましては3,900人ぐらいで1施設という状況でございます。そのように各業者のほうで施設が十分整備されたことにより、当初の利用から少なくなっている状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（金澤良司君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、スラグの生産に伴う地球温暖化の問題であります。これは灰溶融炉が非常に電力を食うということで、電力由来のCO₂が多量に出るのではないかという疑問から起こった話ではないかと思っております。まだ職員レベル、我々の調査研究でありますので、正式なものではございませんが、灰溶融炉で使っています電力というのは、そのほとんどが環境センターの中で発電しているものであります。この発電の電力というのは、燃料になっておりますのがごみ発電、ごみを燃やしたときに出る熱で発電しておりますので、バイオマスという比率が非常に高く、このバイオマス発電に伴うCO₂というのは非常に少ないとされております。

それと、もう一つ、灰溶融をとめますと、多量の焼却灰が発生いたします。生の焼却灰を最終処分場へ移動させる際の恐らく燃料消費に伴うCO₂もかなり多量に出ます。これを比較しますと、むしろ灰溶融を続けたほうがCO₂は少ないのではないかという、雑駁ではありますが、調査報告も今作

成しているところでございます。今後、もし精査するのであれば、専門的な業者に調べさせる必要はあるとは思いますが、今のところそのような結論に至っております。

それから、国の方針ということでありまして、これは当初から国の廃棄物処理基本計画、この中でいわゆる排出物の抑制、それからごみの再利用、再生使用、それから熱回収、さらにはそれでもどうしても残ったものに関しては、適正に処分しなさいという基本方針がございます。それプラス、今後日本におけるごみの処理につきましては、環境省のほうから自然と共生する社会、それから低炭素社会、循環型社会、そして持続可能な社会、これを目指すという、これが当初から国の方針として出ております。それに基づいて環境センターなども設備投資をしているわけでありまして、当初の目的から変えたわけではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、最終処分場がございます米沢市へ毎年お願いということでありまして、これも当然廃掃法に基づきます事前協議、これを経まして、例えば焼却灰で何トン、灰固化物というものもございませう。そういったもので何トン、種別によって何トン入れられるかというのを事前に協議をいたします。それにつきましては、今年度は私と担当者2名で行ってまいりました。

それと、もう一点、最終処分場の排出者責任としての現地確認というものも廃掃法で定められております。今年度も米沢市の最終処分場のほうへ、私と担当者1名で確認に行ってまいりました。適切に処分されているところを確認してまいりましたところでございます。

それから、最後にスラグ化へまたかじを切った点ということですが、当然当初からスラグを生産することで循環型社会に貢献するという目的がございましたので、スラグを利用してアスファルト合剤でありますとか、コンクリート二次製品をつくるという目的を達成するために、また今現在は灰溶融炉が発電機の故障で、今停止せざるを得ない状況でありますが、できるだけ早い復旧を目指して進めているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 時間がないですから、単刀直入に言いますけれども、溶融スラグが温暖化のどうのこうのという、それはどこから指導を受けたのです。それとも、あなたたちがそういう分析して、こういう溶融スラグが温暖化に影響するという話になったのか、それとも国の環境省がそういう指摘をしたのかという話はどうなのですか。

それから、センター長、今米沢市へ毎年行っているというのだけれども、環境センター長以外にも行っている話も聞いたこともあるのだけれども、そういうのはないのですか。毎年毎年環境センター長が米沢市に行ってお願いを立てるとのことなのですか。過去には、何年でも、4年でも5年でもさかのぼってそういうことでずっとやってきたのか。そういうのもここで時間とってどうのこうのは論争はしないけれども、いいです、それは。とりあえず、もう半になってしまうから、スラグの話だけでいいです。後で聞きに行くから、そのほかのことは。

○議長（金澤良司君） 築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） 鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

スラグを生産することに係るCO₂の排出というのは、当然環境センターのほうで試算をしたものであります。ですから、今後灰溶融施設を本当にとめるのか、それとも継続するのかということになりますと、今後環境センター全体に関わってくる基幹的設備改良、延命化、長寿命化というところとも併せて、正式に検討する必要はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第5号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（金澤良司君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（金澤良司君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成30年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時25分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年2月26日

議 長 金 澤 良 司 ⑩

署 名 議 員 森 正 雄 ⑩

署 名 議 員 鈴 木 聡 ⑩